

大阪府市大都市局の設置について (イメージ)

◆大阪府市大都市局について（イメージ）

目 的

- 府市一体となって、新たな大都市制度の実現に向けた制度設計を行うとともに、将来の府市再編を先取りした取組みを進めるため、**地方自治法に基づく府市共同の内部組織として、「大阪府市大都市局」を設置する**

役 割

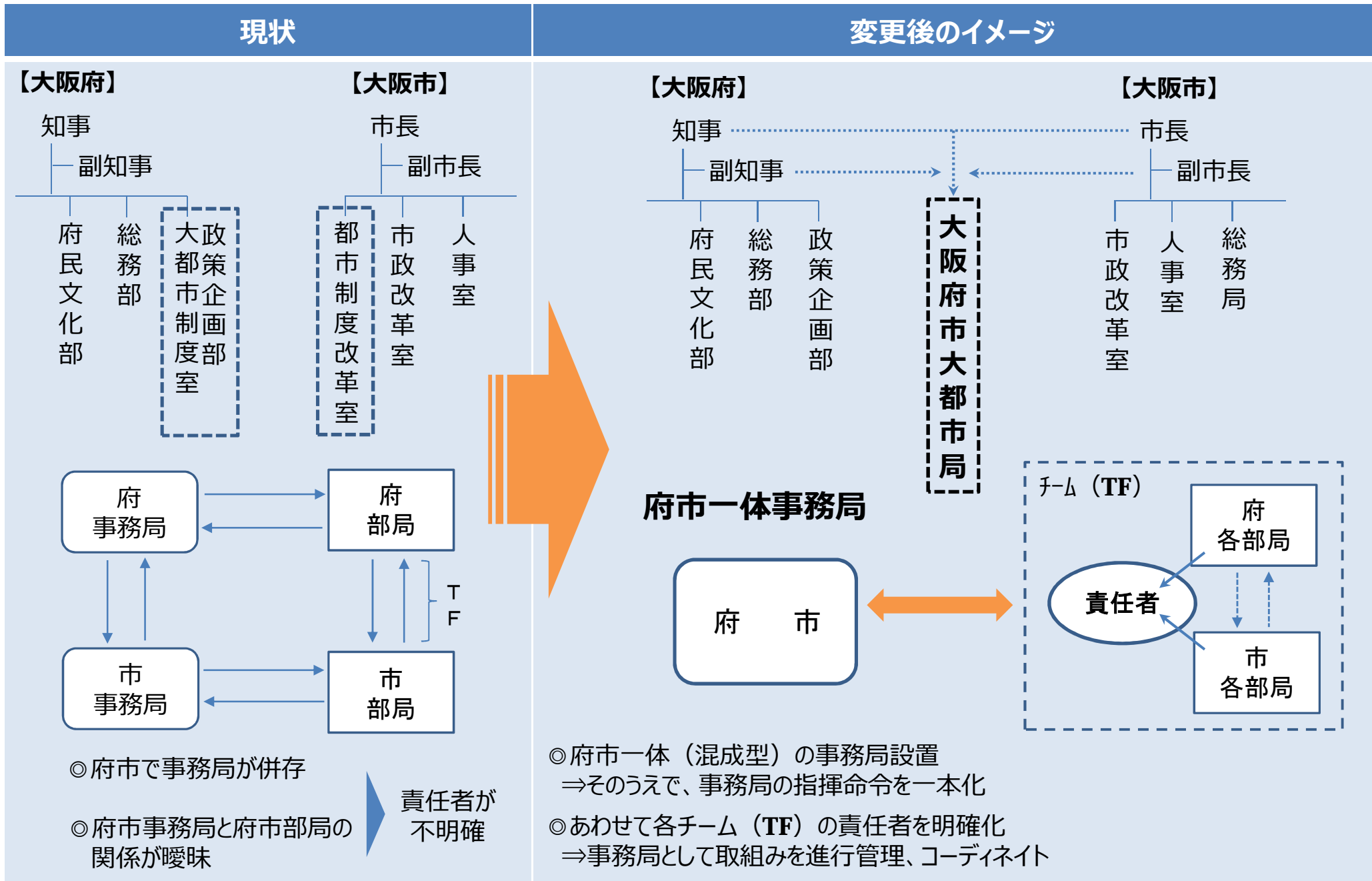
大阪府市
大都市局

1. 新たな大都市制度の実現に向けた制度設計
2. 広域行政の一元化・二重行政の解消
3. 将来の府市再編を見据えた戦略、ビジョンづくり

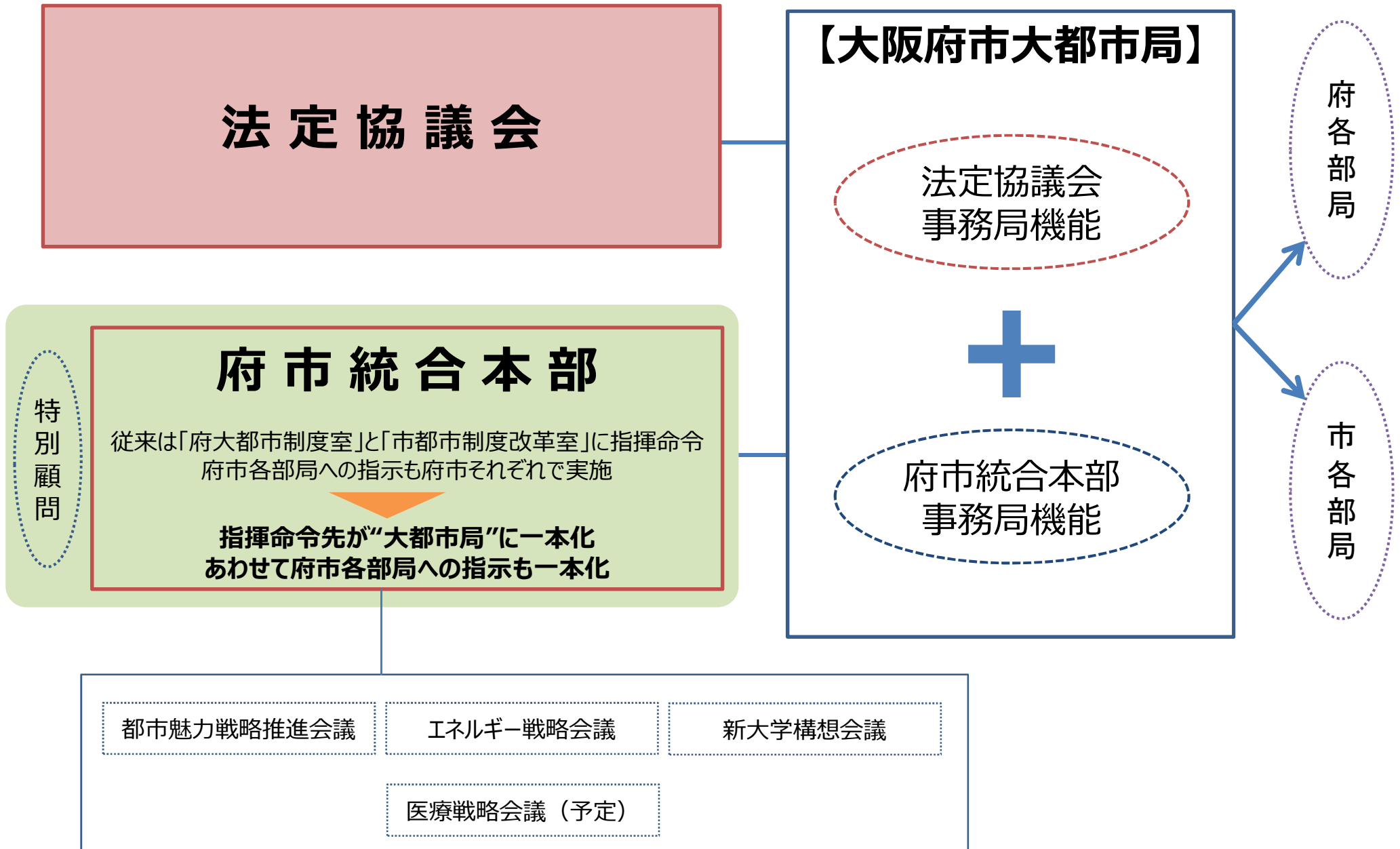
≪内部組織の共同設置 概要（地方自治法第252条の7）≫

- 組織の名称、執務場所、職員の選任方法及びその身分取扱い等を記載した規約案について、議決が必要
 - ・ 職員の選任方法：幹事団体の長が選任
 - ・ 職員の身分取扱い：幹事団体の職員とみなす（元団体の身分は「併任」）
 - ・ 意思決定の仕組み：共同設置した内部組織の所属長の決裁が、構成団体の意思決定

【あるべき組織体制のイメージ】



<全体の検討体制イメージ>



<大阪府市大都市局の体制イメージ>

大阪府市大都市局長

◎局の総務、人事、予算、連絡調整、幹事会、協議会、府市統合本部、議会 等

【大都市制度部門】

- ◎大都市制度に関する企画立案、国との協議・調整（窓口）
- ◎事務分担（事業仕分け、税財政や執行体制の現況把握等）
- ◎財産・債務の帰属先調整
- ◎組織体制、人員配置、身分移管
- ◎具体の区割り案づくり、公募区長との調整、住民周知 等

【広域部門】

◎ A B 項目の進行管理・懸案課題調整、その他事務事業（C項目） 等

○地下鉄の民営化など市固有の事業は含まず
※ただし、広域機能の一元化に関することは大阪府市大都市局が所管

【戦略、政策調整部門】

◎新たな大都市制度実現後の戦略・ビジョンづくり 等

<今後の進め方（イメージ）>

◎“府市一体型” “事務局の指揮命令の一本化” 組織を設置

【2月】「大阪府市大都市局」設置関係議案の提案 ⇒ 【4月】 市役所内に大阪府市大都市局を設置

